

廃第586号-2
令和2年7月31日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県成田市南羽鳥570番地8 株式会社ビギン（代表取締役 渡邊 信芳）
許可の番号	第01200150941号（産業廃棄物収集運搬業許可） 第01220150941号（産業廃棄物処分業許可）
処分の年月日	令和2年7月31日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可及び産業廃棄物処分業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	株式会社ビギン（以下「ビギン」という。）は、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める産業廃棄物の処分を委託できる者に当たらない者に対して、ビギンの中間処理場で発生した産業廃棄物を引き渡し、もって当該産業廃棄物の処分を委託していた（以下「本件処分委託」という。）。 本件処分委託は法第12条第5項の規定に違反するもの（委託基準違反）であって、法第14条の3第1号（違反行為をしたとき）に該当するとともに、法第14条の3の2第1項第5号による許可取消しの要件である「情状が特に重いとき」に該当する。

廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684